

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2023年（令和5年）

October

10月号

鹿児島県最低賃金時間額897円で決定



陽の光を浴びて

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県最低賃金時間額897円で決定	2
災害に学ぶ	
～「化学物質」による健康障害を防止するために～	2～3
業務改善助成金の制度が拡充されます！	4～5
令和5年8月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	6
がん患者など長期療養者の就職支援について	7
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内	8～9
外国人労働相談コーナー（ベトナム語）のご案内	10

令和5年度一般の中小企業退職金 共済制度加入促進強化月間実施要綱について	11～12
公益財団法人産業雇用安定センターのご案内	13
さんぽセンターからのご案内	14
令和5年度鹿児島・奄美地区出張特別試験の結果発表	15
職場リーダー向け リスクアセスメント研修のご案内	16～17
令和5年11月の講習開催のご案内	18

さくらじま

このところ、今までにないような盛り上がりを見せるスポーツが多くなっているように感じる。野球やサッカーなどはこれまでもテレビ等でよく取り上げられているところであるが、ラグビー、バスケットボールやバドミントンなど、日本の選手達が世界の強豪と互角に渡り合っている姿を見ると自然と応援に熱が入る。

鹿児島県においては、今年の夏の高校野球で県の代表校が17年ぶりにベスト4に進出するなど盛り上がりを見せ、この10月には国体が開催される。鹿児島での国体は、令和2年に開催される予定であったところ、新型コロナウイルス感

染症の影響等により一度中止となっていたこともあり、約50年ぶりとなる地元開催を心待ちにしていた方達は大勢いらっしゃるのではないだろうか。

私自身、学生時代には体育会系部活動を頑張っていたと自負しているところ、最近はいえ、もっぱら観戦にウエイトが傾いてしまっている。健康診断などをきっかけにして、ジョギング等をするものの、なかなか継続するまでには至らない。

この鹿児島国体では是非これまで経験したことのない競技も観戦に行き、身体を動かす習慣づけのきっかけにできたらと考えている。

鹿児島県最低賃金 時間額897円で決定（10月6日発効）

鹿児島労働局賃金室

鹿児島地方最低賃金審議会（松枝千鶴会長）は、8月10日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額853円から44円引き上げ、897円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、7月6日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申で、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額897円に改正する決定を行っており、改正額は10月6日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、

鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額で計算した賃金を支払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、「業務改善助成金（生産性向上を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金）」、「専門家派遣・相談等支援事業（専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施）」があります。「業務改善助成金」に関しては鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、「専門家派遣・相談等支援事業」に関しては鹿児島働き方改革推進支援センター（0120-221-255）までお気軽にお問い合わせください。

災害に学ぶ

「化学物質」による健康障害を 防止するために

鹿児島労働局健康安全課

ーはじめにー

私たちの身の回りには、数多くの化学物質が存在します。化学物質と聞けば、洗剤や石鹸、シャンプー、殺虫剤など殺菌・消毒用のものが思い浮かびますが、食料品や家電製品、衣料品などにも使用されており、私たちの生活になくてはならない存在です。

また、産業の場においても、様々な用途で化学物質は使用されており、製品の製造、加工や塗装、剥離剤、消毒など、数えだしたらキリがありません。

そうした中、労働安全衛生法においては「特定化学物質障害予防規則」や「有機溶剤中毒予防規則」などにより「労働者の化学物質による健康被害」（以下「健康被害」という。）を防止するため、様々な規制を行っています。しかしながら、全国的に健康被害は後を絶た

ず、必要な対策を講じていないもの、不適切な作業をしたもの、そもそも化学物質の危険性や有害性を認識していなかったものなど、様々な原因で労働災害が発生しています。また、健康被害の内容は、軽くて済むものもあれば、発がん性のあるもの、死亡に至るものもあります。

そこで、実際の災害事例から、どのような対策が必要なのか学んでいきます。

【災害事例1】

<災害発生の概要>

消毒用の水酸化ナトリウム水溶液を作るため、実験室で5リットルの水に粉末状の苛性ソーダ100gを少しずつ混合する作業を行っていたところ、胸の痛み、軽い頭痛、めまい、手足のしびれ等を訴えた。その後病院を受診し、急性薬物中毒と診断された。なお、被災者は保護メガネ、防塵マスクを着用していなかった。

<原因物質> 水酸化ナトリウム

<休業日数> 1日

<災害発生原因>

・保護メガネ、防塵マスク等の保護具を着用していな

かったこと

- ・苛性ソーダが粉末状で吸引しやすい環境であったこと
- ・作業で扱う物質についての教育、周知が不十分であったこと

<再発防止対策>

まずは、労働者が扱う物質等についてどのような危険性や有害性があるのかSDS（セーフティデータシート）で確認を行うことが重要です。危険性や有害性を理解すれば自ずと保護具を使用するはずですが、この事例では保護具を着用せず作業をしており、労働者そして事業場ともに化学物質の危険性や有害性を把握していなかったか、危険性や有害性の認識が甘かったことが考えられます。化学物質の危険性や有害性を確認し、必要な設備、保護具等を準備し労働者に使用させることが重要です。

【災害事例2】

<災害発生の概要>

タンク内の殺菌用の次亜塩素酸ナトリウム含有消毒液を補充する際、誤ってポリ塩化アルミニウム含有の弱酸性清澄液を入れてしまい、塩素ガスが発生。作業していた労働者が目の痛み等を訴え検査入院した。

<原因物質> 塩素ガス

<休業日数> 4日

<災害発生原因>

- ・タンクに投入する薬剤を間違ってしまったこと
- ・薬剤を間違えやすい（容器が似ている、同じ場所に保管していた等）状況であったこと

<再発防止対策>

この事例はいわゆる「ヒューマンエラー」による災害ですが、そもそもヒューマンエラーを発生させやすい環境にあったことが原因といえます。混ぜてはいけない薬品等の保管場所や作業場所を隔離する、容器の内容物をわかりやすく表示するなどの対策を講じるとともに、作業手順や化学物質の危険性や有害性など、労働者に対する周知を徹底することが重要です。

【災害事例3】

<災害発生の概要>

病院地下の解剖室にて、ホルマリンに入れ保管していた臓器を分別して処分する作業を3人で行っていたとこ

ろ、部屋にホルマリンの蒸気が充満し、頭痛等の症状を訴え病院を受診した。3人とも防毒マスクを着用して作業していた。なお、当該事例は局所排気装置等の措置（注）が法令で義務付けられる以前に発生したものである。

<原因物質> ホルマリン（ホルムアルデヒド）

<休業日数> 3日

<災害発生原因>

- ・作業場所にホルマリンの蒸気が充満するなど作業環境管理が適切でなかったこと
- ・防毒マスクの使用、着用状況に問題があったと思われること

<再発防止対策>

この事例では対策として防毒マスクを使用していますが、着用のズレや漏れがあっては十分に防毒マスクの性能を発揮することはできません。使用前に吸気口を手のひらで塞ぎ、マスク内に空気が流入しないかフィットチェックを行い、適切に着用しているか確認することが重要です。また、防毒マスクを使用するうえで吸収缶の「破過時間」を確認することも重要です。なお、吸収缶の使用時間は、作業場所における空気中に存在する有毒ガス等の濃度や作業場所における温度・湿度によって変動しますので、余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定し使用することが重要です。

（注）現在、ホルマリンを取扱う作業については、局所排気装置の設置等の発散抑制措置が義務付けられていますので、当該装置を行うことが必要です。

ーおわりにー

毎年化学物質による労働災害は、全国で450件前後発生しており、そのうち特定化学物質障害予防規則等の規制対象ではない物質を原因とするものが約8割を占めています。このことは、規制されていない化学物質であっても、必ずしも安心ではないことを示しています。そのため、厚生労働省では、化学物質にかかるリスクアセスメントの実施や、新たに化学物質管理者の選任を義務付けるなど対策を強化しています。化学物質を取扱う事業場の皆さまにおかれましては、今一度使用している化学物質の危険性や有害性を確認していただき、必要な対策を講じた上で作業していただきますようお願いいたします。

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など計画の承認
と実施設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場鹿児島県最低賃金は現在853円
なので、例えば、事業場内
最低賃金が**890円**
（差額37円）の
工場は

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
890円の工場

対象に！

10月6日の最低賃金改定後は、事業場内最低賃
金と改定後の鹿児島県最低賃金（897円）の差
額が50円以内（947円まで）の事業場が対象

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）事業実
施計画賃上げ
計画を提出し、計画の
審査を受けます。（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から同年12月
31日までに賃金引き上げを実施
していれば、賃金引き上げ計画
の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・賃金引き上げ結果
・事業実施計画（設備投資等の
計画）事業実
施計画賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出審査・
交付決定交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の鹿児島労働局 雇用環境・均等室です

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 ☎099-223-8239

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



（R5.8）

令和5年8月末（速報）
業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和 5 年 (8 月末)		令和 4 年 (同 月 末)		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1,276	10	1,209	7	67	3	5.5%	42.9%
1 製造業		260	3	221	0	39	3	17.6%	
1 食料品製造業		149	2	127		22	2	17.3%	
4 木材・木製品製造業		13		18		-5		-27.8%	
9 窯業土石製品製造業		16		12		4		33.3%	
11～12 金属製品製造業		17		15		2		13.3%	
13～15 機械機具製造業		30		19		11		57.9%	
上記以外の製造業		35	1	30		5	1	16.7%	
2 鉱業		8	0	3	0	5		166.7%	
3 建設業		174	3	168	3	6		3.6%	0.0%
1 土木工事業		60	1	73	1	-13		-17.8%	0.0%
2 建築工事業		78	1	78	1			0.0%	0.0%
3 その他の建設業		36	1	17	1	19		111.8%	0.0%
4 運輸交通業		133	0	125	1	8	-1	6.4%	-100.0%
1 鉄道・航空機業		1		2		-1		-50.0%	
2 道路旅客運送業		10		4		6		150.0%	
3 道路貨物運送業		122		118	1	4	-1	3.4%	-100.0%
4 その他の運輸交通業		0		1		-1		-100.0%	
5 貨物取扱業		12	0	19	0	-7		-36.8%	
1 陸上貨物取扱業		6		5		1		20.0%	
2 港湾運送業		6		14		-8		-57.1%	
6 農林業		66	1	65	2	1	-1	1.5%	-50.0%
1 農業		40		32		8		25.0%	
2 林業		26	1	33	2	-7	-1	-21.2%	-50.0%
7 畜産・水産業		55	0	77	0	-22		-28.6%	
8 商業		171	1	165	1	6		3.6%	0.0%
1 卸売業		20		24	1	-4	-1	-16.7%	-100.0%
2 小売業		136	1	125		11	1	8.8%	
3 理美容業		1		2		-1		-50.0%	
4 その他の商業		14		14				0.0%	
9 金融・広告業		10	0	8	0	2		25.0%	
11 通信業		16	0	17	0	-1		-5.9%	
12 教育・研究業		18	0	17	0	1		5.9%	
13 保健衛生業		199	0	185	0	14		7.6%	
1 医療保健業		83		79		4		5.1%	
2 社会福祉施設		108		103		5		4.9%	
3 その他の保健衛生業		8		3		5		166.7%	
14 接客娯楽業		59	0	56	0	3		5.4%	
1 旅館業		12		13		-1		-7.7%	
2 飲食店		35		29		6		20.7%	
3 その他の接客娯楽業		12		14		-2		-14.3%	
上記以外の事業		95	2	83	0	12	2	14.5%	
10 映画・演劇業		0		0				-	
15 清掃・と畜業		46		40		6		15.0%	
16 官公署		2		3		-1		-33.3%	
17 その他の事業		47	2	40		7	2	17.5%	
陸上貨物運送事業（ 4－3－5－1 ）		128	0	123	1	5	-1	4.1%	-100.0%
第三次産業（ 8～17 ）		568	3	531	1	37	2	7.0%	200.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めて集計したもの。
② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

第74回 全国労働衛生週間

令和5年10月1日～7日

目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場

主唱 / 厚生労働省・中央労働災害防止協会

がん患者など長期療養者の就職支援について

鹿児島労働局職業安定課

医療技術の進歩や医療提供体制の整備等によって、がんの多くは治癒が期待できるようになり、がん患者の中にも社会で活躍している方が増えています。一方で、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する方への支援が社会的課題となっています。

このため、「ハローワークかごしま」では、専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院での出張相談や個々の治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介の実施など、医療機関と連携した就職支援を行っています。

手術等の治療が一段落後も、術後の抗がん剤投与等に伴う通院や、2～3か月に1回程度の経過観察による通院を必要とする方々の就職を支援するため、仕事と治療の両立が可能な求人のお申込みについて、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

〔がん診療連携拠点病院〕
鹿児島大学病院、相良病院、いまきいれ総合病院
鹿児島医療センター、鹿児島市立病院

出張相談等
就職希望者の誘導等

ハローワークかごしま
（就職支援ナビゲーター）

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和5年7月分】

県内有効求人倍率 1.20倍（前月比0.02P減少）

全国平均有効求人倍率 1.29倍（前月比0.01P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.05倍（前年同月比0.08P減）

全国正社員有効求人倍率 1.01倍（前年同月比0.03P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

また、雇用維持施策として、引き続き、在籍型出向支援や人材育成の取り組み強化につながる職業訓練による学び直しの推進など各種施策の展開に取り組んでまいります。

助成金は電子申請をご活用ください

鹿児島労働局職業対策課

雇用関係助成金ポータルでは、厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請が行えます。<https://www.esop.mhlw.go.jp/>

電子申請の3つのポイント

1 利便性の向上  来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。	2 負担の軽減  一度入力した情報の一部は繰り返し自動で反映させることができます。	3 いつでも使える  窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。 ※メンテナンス時間を除きます
--	---	--

雇用関係助成金の申請についてはこちら

雇用関係助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html



令和5年4月1日改正 中小企業事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、
労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた
中小企業事業主（※）を支援します！

※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している、又はしていた事業主の方が対象です。

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

	支 給 要 件	支 給 額
① 機 器 等 導 入 助 成	● 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。 ● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする ● テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。	支給対象経費の 30% ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円× 対象労働者数
② 目 標 達 成 助 成	● 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ● 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。	支給対象経費の 20%〈35%〉 ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円× 対象労働者数

※〈〉内は賃金要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用
※令和5年4月1日からテレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります。
その他の支給対象となる経費については、支給要領をご確認ください。
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ

1

テレワーク実施計画の作成・提出

- ✓ 提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出



管轄労働局が
テレワーク実施計画を
認定

2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（※）を実施

評価期間（機器等導入助成）においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施（機器購入の場合は納品）・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークに取り組む（評価期間の始期は事業主が設定）。

※助成対象となる取組（カッコ内の数字は上限額）

対象となる取組の詳細については厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

✓ テレワーク用通信機器等の導入・運用

- テレワーク用端末レンタル・リース費用（77万円）
- ネットワーク機器（16万5千円）
- サーバ機器（55万円）
- NAS機器（11万円）
- セキュリティ機器（33万円）
- ウェブ会議関係機器（1万1千円／対象労働者1人）
- サテライトオフィス利用料（33万円）
- テレワーク用サービス利用料（初期費用5万5千円、利用料38万5千円）

✓ 労務管理担当者に対する研修（11万円）

✓ 労働者に対する研修（11万円）

✓ 外部専門家によるコンサルティング（33万円）

✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）

3

①機器等導入助成に係る支給申請

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが必要
- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
30%

※以下いずれか低い方が上限
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

4

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施。

5

②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
20%〈35%〉

※以下いずれか低い方が上限
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

助成金の詳細・問合せ先

※〈〉内は賃金要件を満たした場合に適用

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省HPへは
こちらのQRコードから
アクセス可能です。



厚生労働省・都道府県労働局

外国人労働相談コーナー（ベトナム語）

Kagoshima



GÓC TƯ VẤN LAO ĐỘNG CHO NGƯỜI NƯỚC NGOÀI (bằng Tiếng Việt)



Tư vấn các vấn đề liên quan đến lao động như điều kiện lao động, tai nạn lao động, tiền lương chưa được thanh toán, tiền làm thêm giờ...

鹿児島労働局監督課外国人相談コーナーで、ベトナム語による労働条件、労働災害、未払い賃金、残業代などに関する相談を受け付けています。

Đừng lo lắng một mình, hãy liên lạc và thảo luận với chúng tôi !

一人で悩まないで気楽にご相談ください！

Thứ tư hàng tuần
9:00 sáng ~ 4:30 chiều

(Thời gian nghỉ trưa từ 12:00~13:00)

開設日時：**毎週水曜日**
午前 9:00~午後 4:30

(休憩時間：12:00~13:00)

Địa chỉ: Phòng thanh tra – Cục lao động tỉnh Kagoshima
(Kagoshimashi Yamashitachou 13-21 Kagoshima Goudouchousha 2F)

場所：鹿児島労働局監督課
(鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎 2階)

Số điện thoại liên hệ tư vấn (電話番号)

099-216-6100



Đường dây tư vấn dành cho người lao động nước ngoài

外国人労働者向け相談ダイヤルのご案内

言語	Language	開設曜日 Available Days (*1)	開設時間 Working Hours	電話番号 Phone Number
英語	English	月～金 Monday to Friday	午前10時～ 午後 3 時 (正午～午後1時は除く) 10:00~15:00 (Breaktime between from 12:00~13:00)	0570-001-701
中国語	Chinese			0570-001-702
ポルトガル語	Portuguese			0570-001-703
スペイン語	Spanish			0570-001-704
タガログ語	Tagalog			0570-001-705
ベトナム語	Vietnamese			0570-001-706
ミャンマー語	Myanmar	月 Monday		0570-001-707
ネパール語	Nepali	月～木 Monday toThursday		0570-001-708
韓国語	Korean	木、金 Thursday, Friday		0570-001-709
タイ語	Thai	水 Wednesday		0570-001-712
インドネシア語	Indonesian			0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	Cambodian (Khmer)			0570-001-716
モンゴル語	Mongolian	金 Friday		0570-001-718

(*) Accessible from landlines, cellphones and PHS.

(*1) The hotline is closed during the period from December 29 to January 3.

令和5年度 一般の中小企業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

1 趣 旨

中小企業退職金共済事業本部では、退職金制度の普及が未だ十分ではない中小零細企業に対して、一般の中小企業退職金共済制度（中退共制度）への加入促進を積極的に展開しているところであるが、中小企業においては依然として厳しい経営環境が続いている。

そうした状況下においても、退職金制度は人材の確保や企業価値を高める手段として有効であり、さらには転職時及び退職後の所得保障等重要な役割を果たしていることから、令和5年度の「一般の中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」においては、①中退共制度のメリットを的確に印象付ける効果的な周知広報（確実な退職金の支払や、他の退職金・企業年金制度等との間で資産移換が可能となるなどポータビリティ、強靱な財務基盤等）、②既加入企業に対する短時間労働者を含む新規採用従業員の追加加入促進を重要な柱として、関係機関・団体の協力を仰ぎつつ積極的に取り組むこととする。

2 実 施 期 間 自 令和5年10月1日
 至 令和5年10月31日

3 後 援 厚生労働省

4 協力を依頼する機関・団体

(1) 行政機関

中小企業庁、地方経済産業局、国土交通省海事局、地方運輸局、都道府県、労政主管事務所、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、及び市区町村（順不同）

(2) 関係機関

（独）中小企業基盤整備機構、及び全国中小企業振興機関協会（順不同）

(3) 金融機関

全国銀行協会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、信金中央金庫、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、全国労働金庫協会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫、及び代理店金融機関の本支店（順不同）

(4) 事業主団体

日本商工会議所、都道府県商工会議所連合会、商工会議所、全国商工会連合会、都道府県商工会連合会、商工会、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会、全国労働基準関係団体連合会、全国労働保険事務組合連合会、全国青色申告会総連合、青色申告会、全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会、全国中小企業勤労者福祉サービスセンター、全国ハイヤー・タクシー連合会、日本税理士協同組合連合会、TKC企業共済会、及びその他委託事業主団体（順不同）

(5) 業務委託保険会社

5 実 施 事 項

(1) 広報活動

- ① ポスターの掲示及び配布
- ② 広報資料（チラシ・パンフレット）の窓口備え付け及び配布依頼
- ③ 関係機関・団体等の機関紙・広報誌等への記事掲載依頼
- ④ 事業主等を対象とした各種会合での広報資料の配布
- ⑤ インターネット広告、テレビ広告等を活用した広報

(2) 加入促進活動

- ① 未加入企業を対象とした制度説明会の開催
- ② 未加入企業への訪問及びWebによる個別相談等の開催
- ③ 事業主団体等の中退共制度の加入促進依頼

【加入勧奨していただく際のポイント】

1. 制度の特色についての周知

(1) 有利な掛金助成

- ① 新規加入助成：初めて加入する事業主に、掛金月額1/2（従業員ごとに上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には、掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円を更に上乗せして助成します。
- ② 月額変更助成：18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に、増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

注意：社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金から資産移換の希望を申し出た事業主、特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を申し出た事業主及び企業合併等に伴う企業年金制度との間の資産移換を申し出た事業主は、新規加入助成の対象にはなりません。

また、同居の親族のみを雇用する事業主は、新規加入助成、月額変更助成ともに対象にはなりません。

(2) 掛金は全額非課税

掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

(3) 簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの退職金試算額や掛金納付状況を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

(4) 家族従業員の加入

同居の親族である従業員も加入できます。注意：対象外となる場合があります。

(5) 通算制度でまとまった退職金

- ① 初めて加入する事業主は、新規加入従業員について加入前の勤務期間を通算することができます。
- ② 本制度の加入企業間、本制度加入企業と特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度または特定退職金共済制度（特退共制度）の加入企業間を転職等した場合、それぞれの制度へ前の制度での退職金相当額を通算できます。

(6) 企業合併等の資産移換

平成30年5月1日以後に合併等を行った場合は、中退共制度と企業年金制度間の資産移換ができます。

(7) 退職金は確実に、直接従業員へ

退職金は、企業の債務に関わらず、中退共本部から直接、従業員の預金口座に確実に振り込まれます。退職金の支払いは、一時金払いのほかに、一定の要件を満たせば分割払いで受け取ることもできます。

(8) 地方自治体等による掛金補助制度

中小企業の振興と労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、独自の掛金補助制度を実施している地方自治体等があります。

2. 新規加入の勧奨

退職金制度を設けることにより、従業員は安心して働くことができ、モチベーション向上や定着率の改善が実感されていること、また、雇用条件の改善が、優秀な人材の獲得につながっていることなどが、アンケート調査で示されています。

新規加入を勧奨していただく際には、上記1.に掲げた特色に加え、こうした人材確保面でのメリットにも言及していただければ幸いです。

3. 追加加入の説明

中退共制度は、その事業主が雇用する従業員全員の加入を原則としています。既に参加している企業に対しては、中退共加入時以降に採用された従業員で、まだ中退共に加入していない従業員がいらっしゃる場合は、追加加入が必要である旨、ご説明ください。

4. 短時間労働者（パートタイマー等）の加入勧奨

短時間労働者（1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員に比べて短く、かつ、30時間未満である従業員）も加入することが可能です。通常の掛金月額のほかに、加入しやすい特例掛金月額（2,000円・3,000円・4,000円）も選択できるほか、当該企業が新規加入の場合には、掛金助成の上乗せもあります。そうした点にも言及して、積極的な加入の勧奨をお願いします。

5. 掛金月額を増額の勧奨

掛金月額を増額にも月額変更助成が設けられています。既に参加している企業には、当助成制度もご紹介いただき、掛金月額を増額を後押ししていただくようお願いします。

雇用の問題お悩み解決のためのサポートをします！

早期退職を募らなくてはいけなくなりました。
従業員の次の就職先を見つけたい。

一時的に社員の仕事が
なくなってしまう。
そんな時どうすればいいの？

ハラスメント防止など社員教育に課題が
あり、セミナーの必要性は感じているが、
なかなか手が回らない。

採用って難しい。
一回二回の面接では判断できない。
当社に合う方を紹介してくれたら助かるのに。

他社ではどのように
取り組んでいるのか？
他社に出向してもらって、
広い視野を持ってもらい、
当社の業務改善につなげたい。

定年を迎える社員。
能力も高く経験も豊富なのに、
引退してしまうのはもったいない。
まだまだ社会に貢献できるのに。



安心のサポート

下記の都道府県事務所にお問い合わせ下さい



産業雇用安定センターとは？



1987年（昭和62年）、労働省（当時）、日経連、産業団体などが協力して、「失業なき労働移動」を支援する
公的機関として設立。以来30余年にわたり、再就職・出向などによる企業間の労働移動をサポートします。

全国の労働局・
ハローワークと連携

全国47都道府県に
事務所を設置

相談・紹介・仲介・
斡旋の費用は無料

設立以来、
24万人の再就職・
出向の支援実績

1人の求職者に一人の
コンサルタントが
マンツーマンでサポート

産業雇用安定セン
ターが、詳しくわ
かる動画は、こち
らをご覧ください。



公益財団法人

産業雇用安定センター 鹿児島事務所

〒890-0053 鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階

TEL 099-812-9551 FAX 099-258-9101 【ご利用時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

www.sangyokoyo.or.jp

産業雇用

検索



働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンターからのご案内

行動災害の
予防対策セミナー

転倒

腰痛

を予防して、活き活きと働く！

「転倒」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による労働災害は年々増加し、骨折や後遺症を伴う重大なものが散見され、対策が重要となっています。

今回当センターでは、作業行動を起因とする労働災害を予防し、併せて労働者の健康保持増進の取組みの参考とさせていただきたく、事業場で使える実践的な内容のセミナーを開催することとしました。

奮ってご参加いただきますようご案内いたします。

日 時：令和5年11月10日（金）13時30分～15時30分

会 場：薩摩川内市国際交流センター 2階 会議室A・B（薩摩川内市天辰町2211-1）

内 容：第1部 「労働者の作業行動を起因とする労働災害の現状等」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 副所長

第2部 「事業所でできる転倒・腰痛災害の予防と対策」

講師：大海宮崎クリニック 理学療法士 湯山晃司 様

対 象 者：事業者、安全衛生担当者など

定 員：50名（先着順）

申込方法：HPメールフォームなど

申込期限：

令和5年11月2日（木）



お申込みはこちら

<https://ssl.formman.com/t/rtbm/>参加
無料

\\ 新たな化学物質管理に向けて、「最初の一步」を確認しませんか？ //

化学物質による健康障害防止セミナー

労働安全衛生法の関係政省令の一部が改正され、令和5年4月より新たな化学物質規制の制度がスタートしました。

本セミナー第1部では、元衛生管理者から見た職場での体験談等をお話いたします。

第2部では、リスクアセスメント等を含め、改正法令のポイント等を解説いたします。

現在取り組み中、もしくはこれから化学物質管理の対応のヒントを得たい事業場のご担当者様等のご参加をお待ちしております。

日 時：令和5年11月30日（木）14時～16時

会 場：光健ボイスビル 2階（鹿児島市上之園町25-36）*お車で越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

内 容：第1部 「健康で安全に働くために ～とある元衛生管理者の一コマ～」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 労働衛生専門職

第2部 「改正法令に基づく化学物質管理セミナー」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員

対 象 者：事業者、安全衛生担当者など

定 員：20名（先着順）

申込方法：HPメールフォームなど

申込期限：

令和5年11月22日（水）



お申込みはこちら

<https://ssl.formman.com/t/qLRH/>

問合せ先：鹿児島産業保健総合支援センター

TEL 099-252-8002

HP <https://kagoshimas.johas.go.jp/>

労働安全衛生法に基づく 令和5年度鹿児島・奄美地区出張特別試験 結果発表

（公社）鹿児島県労働基準協会

本年7月及び8月に実施した令和5年度鹿児島・奄美地区出張特別試験の結果が、公益財団法人安全衛生技術試験協会九州安全衛生技術センターから発表されましたのでお知らせします。

労働安全衛生法に基づく免許試験は、九州安全衛生技術センター（久留米市）で実施されていますが、鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会の協力を得て、定期的に鹿児島市と奄美市で実施しています。

【令和5年度鹿児島地区出張特別試験結果】

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
第一種衛生管理者	321	106	33.0%
第二種衛生管理者	273	107	39.2%
★クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕	30	16	53.3%
★移動式クレーン運転士	28	11	39.3%
★揚貨装置運転士	8	5	62.5%
潜水士	78	60	76.9%
一級ボイラー技士	23	5	21.7%
二級ボイラー技士	232	118	50.9%
ボイラー整備士	18	11	61.1%
合 計	1,011	439	43.4%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。

【令和5年度奄美地区出張特別試験結果】

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
第一種衛生管理者	14	3	21.4%
第二種衛生管理者	0	0	0.0%
★移動式クレーン運転士	7	1	14.3%
潜水士	23	20	87.0%
二級ボイラー技士	8	3	37.5%
合 計	52	27	51.9%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

石綿調査者講習Web申込

検索

問合せ先 （公社）鹿児島県労働基準協会 石綿調査者講習係まで TEL099-226-3621

講習期日	受付期間	講習会場	受講料 (教本代込)	受講料 振込期限	申込方法
11月21日～22日	10月18日～10月20日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	10月24日	Web申込サイトより申し込みとなります。詳細はホームページをご覧ください
令和6年 1月16日～17日	12月13日～12月15日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	12月19日	
令和6年 3月12日～13日	令和6年 2月7日～2月9日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	2月14日	

主催：中央労働災害防止協会

協力：（公社）鹿児島県労働基準協会

職場リーダー向け リスクアセスメント研修

中央労働災害防止協会では、リスクアセスメントの仕組みに基づいて実際に危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、評価などを実施する職場の管理監督者、作業者などの方を対象として、演習を中心に職場におけるリスクアセスメントの実際の進め方に関する研修を開催します。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

- 1 日時 令和5年11月8日（水） 9：00～17：00
- 2 会場 オロシティホール 二階会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12
TEL 099-260-2111 / FAX 099-260-2109
- 3 内容 リスクアセスメントの実際のやり方を習得するため、講義時間を短縮し、演習を中心に学びます。
（現場作業者向け）

カリキュラム（予定） ※カリキュラムの内容は都合により変更される場合があります。

時 間	内 容	時 間	内 容
9:00～9:10	開講、オリエンテーション	13:00～13:35	【講義】危険性又は有害性の特定
9:10～10:00	【講義】リスクアセスメントの概要 ビデオ上映「リスクアセスメントの考え方、進め方」	13:35～14:30	【演習】危険性又は有害性の特定
10:00～10:10	休 憩	14:30～14:40	休 憩
10:10～10:55	【講義】リスクの見積り、リスク低減のための優先度の設定	14:40～15:20	【講義】リスクの低減措置の検討及び実施
10:55～11:40	【演習】リスクの見積り、優先度の設定	15:20～15:30	休 憩
11:40～12:40	昼食・休憩	15:30～16:35	【演習】リスクの除去、低減措置の検討
12:40～13:00	【演習】リスクの見積り、優先度の設定（続き）	16:35～16:50	まとめ/質疑応答
		16:50～17:00	修了証授与、閉講

- 4 対 象 現場の監督者、職場リーダー、作業者などのリスクアセスメント実施者
（事業場のリスクアセスメントの仕組みに基づいて、実際に職場で危険性又は有害性の特性、リスクの見積り、リスク低減措置の検討などを実施する方）
- 5 定 員 40名（定員になり次第申し込みを締め切ります。）
- 6 参加費

区分	通常料金
会 員（注1）	31,680円
一 般	35,200円

（テキスト代、消費税10%を含みます。）

（注1） 会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会会員又は中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

- 7 申込締切日 令和5年10月13日（金）まで【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

- 8 申し込み方法
 - ① 本案内書の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、専用メール（info-kenshu@kakikyo.or.jp）へお願いします。
※申込書提出先は、鹿児島県労働基準協会です。
参加証は、開催日10日前頃送付致します。
 - ② 参加費は、申込み締切日までに下記銀行に振込み願います。
請求書・領収書が必要な方は、申込書の備考欄にご記入下さい。
 - ③ 参加者が少ない場合は、中止する場合があります。

- 9 参加費振込先

取引銀行	福岡銀行 奈良屋町支店
普通預金	口座番号 1163225
口 座 名	中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

※開催日7日前以降の取り消しについては、次のキャンセル料がかかります。

- ① 開催日の7日前～開催日前日は参加費の30%
- ② 開催当日は、参加費の100%

●振込先の所在地等

中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664 FAX 092-437-1669

申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

（公社）鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込み専用メール info-kenshu@kakikyo.or.jp

（ファックスの場合 099-226-3622）

参加申込書

職場リーダー向けリスクアセスメント研修 令和5年11月8日（水）開催地：鹿児島					
フリガナ		業 種			
事業場名		事業場規模		☐ 50人未満 ☐ 50～99人 ☐ 100～299人 ☐ 300人以上	
所在地		〒 ー 会員について ☐ 非会員（一般） ☐ 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員			
連絡担当者		フリガナ	所 属	役 職	
		氏名	TEL ()	FAX ()	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	※ No.
	氏 名 男・女			☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	※ No.
	氏 名 男・女			☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上	
該当個所の□にチェックマークをご記入ください。				備考欄	※ 受 付
参加費は 月 日（振込手数料は、ご負担をお願いします。）					※ 参加証
¥ 円 ☐ 銀行振込 ☐ 現金書留で送金				※は記入しないで下さい。	

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、名称はフルネームで正しくご記入くださいますようお願いいたします。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、下の□内にチェックマーク（✓）をご記入ください。

☐ 同意しない

令和5年11月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	10/30～31	10/2～6	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	床 上 操 作 式 クレーン 運 転	10/30～11/1	10/2～6	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	[普通自動車運転免許証写し必要] フ ォ ー ク リ フ ト 運 転	【全科目者】 11/6～10 【科目免除者】 11/6～7	10/10～13	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタビラー車限定を除く)
	車両系建設機械運転（解体用）	11/6	10/10～13	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 11/13～17	10/16～20	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	
		【科目免除者】 11/13～14		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
	玉 掛 け	11/13～15	10/16～20	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	有 機 溶 剤 作 業 主 任 者	11/15～16	10/16～20	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	小 型 移 動 式 クレーン 運 転	11/20～22	10/23～27	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円	
				【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
教 習	特 定 化 学 物 質 及 び 四アルキル鉛等作業主任者	11/30～12/1	10/30～11/2	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	移動式クレーン運転実技教習 (5 t 以上) [実技免除]	11/27～12/1	10/30～11/2	【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目と なっております。)
特 別 教 育	ア ー ク 溶 接 等	11/7～9	10/10～13	会員 18,810円 一般 22,110円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	11/20～21	10/23～27	会員 16,830円 一般 20,130円	
	フルハーネス型 墜落制止用器具	11/21	10/23～27	会員 10,725円 一般 11,825円	
	クレーン 運 転	11/27～28	10/30～11/2	会員 17,160円 一般 20,460円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。
4 石綿作業主任者技能講習の日程等につきましては、本会ホームページでご確認下さい。